

新生・フラトン^{ヴァイピック}VPICファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資可能

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

*本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書
[交付目論見書]
2007.9

新生・フラトンVPIC ファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は証券取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(目論見書)により行う「新生・フラトン VPIC ファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年8月17日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年8月27日に関東財務局長に提出しており、平成19年9月2日にその効力が発生しております。
2. 証券取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

「新生・フラトン VPIC ファンド」は、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等を主な投資対象としています。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により下落し、損失を被ることがあります。

＃.ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

＃.元本が保証されているものではありません。

＃.一定の収益や投資利回り等成果が約束されているものではありません。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込されるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込の際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

記

- ◎ 当ファンドに係るリスクについて
- ◎ 当ファンドに係る手数料等について

- ◎ 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通して、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます）の株式等に投資を行います。投資対象国であるエマージング諸国は、先進諸国と比較し、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）も想定されます。株式等の有価証券市場は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、実質的に外貨建資産に投資をしておりますが、先進国と比較して、相対的に高いリスクがありますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「カントリーリスク」「組入有価証券の価格変動・信用・流動リスク」や「為替リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

（裏面に ◎ 当ファンドに係る手数料等についての記載がございます。）

◎当ファンドに係る手数料等について

●申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。ただし、収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

●換金(解約)手数料

換金手数料はありません。

●信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

●信託報酬等

信託財産の純資産総額に年1.176%(税抜1.12%)の率を乗じて得た金額とします。

●その他の手数料等

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの場合の当該借入金の利息
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ③ ファンドに係る監査費用の金額(年額1,050,000円、税込)

●「新生 ショートターム・マザーファンド」の信託報酬はかかりません。

●当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A Units」(以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料

- ① 運用報酬(年率) 投資先ファンドの純資産の0.90%
- ② 受託会社報酬額 年額約7,200,000円※(※投資先ファンドの純資産総額120億円(1米ドル=120円、以下同じ。)相当額の場合の概算値です。)
- ③ 当初のファンド見積り設定費用(弁護士費用等) 合計約2,400,000円※
(※この費用については当初5年間で償却いたします。) 年額約480,000円
- ④ その他の費用※ (i) 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等 (ii) 監査報酬、弁護士報酬等 (iii) 有価証券売買時の取引費用等 (※その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)
- ⑤ 投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの場合の当該借入金の利息

なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率0.90%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)

ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組み入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動致します。

全体としての実質的な信託(運用)報酬率(税込・年率)の概算値

年2.076%程度

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

「金融商品取引法等の施行について」

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

〔参 考〕 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

交付目論見書 目次

目論見書の概要	①
第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行 (売出) 価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行 (売出) 価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
1 【ファンドの性格】	5
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	(2) 【ファンドの仕組み】
2 【投資方針】	12
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	16
4 【手数料等及び税金】	22
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金 (解約) 手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	27
6 【手続等の概要】	28
(1) 【申込 (販売) 手続等】	(2) 【換金 (解約) 手続等】
7 【管理及び運営の概要】	31
(1) 【資産の評価】	(4) 【計算期間】
(2) 【保管】	(5) 【受益者の権利等】
(3) 【信託期間】	(6) 【その他】
第2 【財務ハイライト情報】	34
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	34
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	36
信託約款	37
信託用語集	51

目論見書の概要

新生・フラトン VPIC ファンド

当概要は、後ページに掲載の「交付目論見書」記載内容を要約したものです。
お申込みの際には、掲載の「交付目論見書」記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、お申込みください。

ファンドの目的及び基本的性格について

商品分類	追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ/自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資対象	投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。))および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主な投資対象とします。
主な投資制限	①投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ④株式への直接投資は行いません。 ⑤外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
信託期間	原則として、無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年8月26日とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含む)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

取得申し込み手続きについて

申込方法	販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。 収益分配金の受取方法によって 「自動けいぞく投資コース」 「一般コース」の2通りがあります。 なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
受付時間	原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●シンガポールの銀行休業日およびその前営業日 ●ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日 ●パキスタンのカラチ証券取引所の休業日 ●インドのムンバイ証券取引所の休業日 ●中国の香港証券取引所の休業日
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	当初申込期間（平成19年9月3日から平成19年9月27日まで） 1口当たり1円とします。 継続申込期間（平成19年9月28日から平成20年11月26日まで） 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

換金(解約)手続きについて

受付時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●シンガポールの銀行休業日およびその前営業日 ●ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日 ●パキスタンのカラチ証券取引所の休業日 ●インドのムンバイ証券取引所の休業日 ●中国の香港証券取引所の休業日
支払い開始日	原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位を持って換金できます。 ※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

当ファンドにおいて直接的に御負担いただきます手数料等	
申込手数料	お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
信託報酬等	信託財産の純資産総額に対し年率 1.176% (税抜 1.12%) を乗じて得た金額とします。信託報酬の内訳は 販売会社 0.735% (税抜 0.70%) 委託会社 0.3885% (税抜 0.37%) 受託会社 0.0525% (税抜 0.05%) となります。 信託報酬 (信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。) は、計算期間の最初の6ヶ月終了日 (該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。
信託事務の諸費用および監査費用	① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。 ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。 ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。 ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額 (年額 1,050,000 円、税込み金額。) は、計算期間を通じて日々計上され、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を控除した価額とします。 ※ 「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。
<参考>	● 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬、申込手数料、換金手数料等はかかりません

投資先ファンドにおいて間接的に御負担いただきます手数料等

運用報酬等	当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A Units」(以下「投資先ファンド」といいます。)の運用報酬	
	運用報酬率 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.90%
	その他の手数料等	
	①受託会社報酬額	年額約 7,200,000 円※ (※投資先ファンドの純資産総額 120 億円 (1 米ドル=120 円、以下同じ。) 相当額の場合の概算値です。)
	②当初のファンド見積り設定費用 (弁護士費用等)	合計約 2,400,000 円※ (※この費用については当初 5 年間で償却いたします。)
		年額約 480,000 円
	③その他	(i) 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等 (ii) 監査報酬、弁護士報酬等 (iii) 有価証券売買時の取引費用等 (*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)
	④申込手数料はかかりません。	
	⑤投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。	
	なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬 (年率 0.90%) を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。) ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。	
全体としての実質的な信託(運用)報酬率 (税込・年率) の概算値		
年 2.076%程度		
信託事務の諸費用および監査費用	※ 詳しくは交付目論見書 第二部 【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 4【手数料等及び税金】(22 頁)を必ずご参照ください。	

*当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問合せください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス :<http://www.shinsei-investment.com>

電話番号:03-5157-5549

営業日 9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合 9:00～12:00)

主なリスクと留意点

主なリスクと 留意点

①カントリーリスク

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通して、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます）の株式等に投資を行います。投資対象国であるエマージング諸国は、先進諸国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進諸国の株式への投資に比較して、証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、基準価額にも大きな影響を及ぼします。また、インド等の株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。

②組入株式の価格変動リスク・信用リスク

投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

③組入株式の流動性リスク

ベトナム、パキスタン、インド、中国などのエマージング諸国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、証券取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

④為替変動リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等を投資対象としていますが、原則として為替ヘッジを行いませんので、外国為

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動する為替変動リスクがあります。特に、当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。その上、当ファンドの投資対象の国々の株価が上昇しても、外国為替相場の変動により当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

⑤投資対象投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドが投資をする投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国において、税制の変更が行われた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

⑥一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行い解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦当ファンドが組入れる投資信託証券の基準価額

⑧取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

⑨資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

⑩法令・税制・会計等の変更

⑪収益分配金に関する留意点

⑫投資方針の変更について

⑬申込の受付の停止等について

⑭申込の受付不可日について

⑮一部解約に関わる留意点

⑯その他のリスクおよび留意点

⑰ファンドの分配金について

※ 詳しくは交付目論見書 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 3【投資リスク】 (16 頁)を必ずご参照ください。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

新生・フラトン VPIC ファンド（以下「ファンド」、「当ファンド」という場合があります。）

ただし、「VPIC」に「ヴァイピック」とフリガナを付すことがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

① 当初申込期間

300 億円を上限とします。

② 継続申込期間

1,000 億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

① 当初申込期間

1口当たり1円とします。

② 継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

・直近の基準価額につきましては、販売会社または新生インベストメント・マネジメント株式会社の下記の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

- ① 当初申込期間:平成19年9月3日から平成19年9月27日まで

- ② 継続申込期間:平成19年9月28日から平成20年11月26日まで

平成20年11月27日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については委託会社の(4)の照会先までお問い合わせ下さい。

(9) 【払込期日】

①当初申込期間

当初申込期間中(平成19年9月27日まで)に申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。当初申込みに係る発行価額の総額は、販売会社によって、信託設定日(平成19年9月28日)に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

②継続申込期間

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① 申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

③ 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」と言います。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◎この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。主な投資対象は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A Units」(以下「Fullerton VPIC Fund」、「Fullerton VPIC Fund Class A」ということがあります。)受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券。

◎追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

<ファンドの特色>

1.主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

※1 投資対象には、預託証券、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

・預託証券:Depository Receipt のことで、頭文字をとって DR と略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことです。

※2 中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式(レッドチップ、H 株)やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等(預託証券(DR)を含みます。)を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

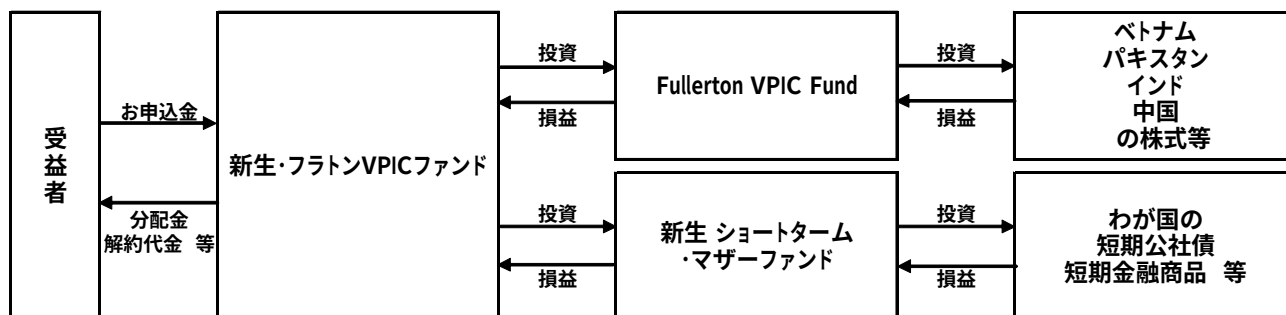
・レッドチップ:資本的な背景は中国本土だが登記は香港(またはその他地域)で行われた企業(銘柄)

・H株:香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業(銘柄)

※3 ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」の受益証券への投資を通じて行います(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです)。

※4 主として上記の外国投資信託に投資しますが、そのほか国内投資信託「新生ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

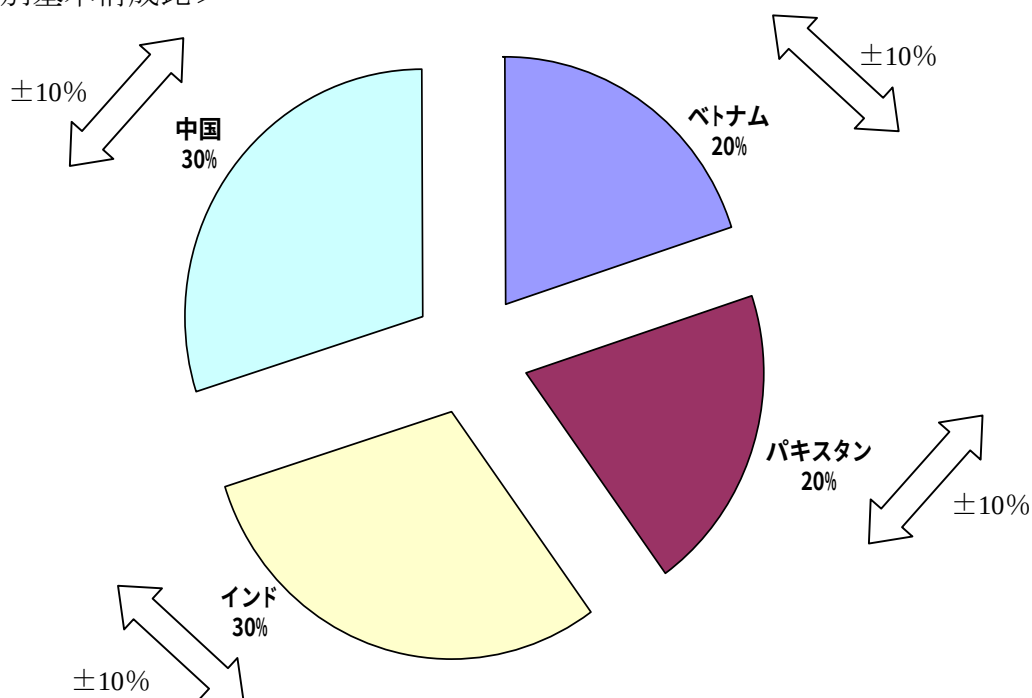
<スキーム図>



2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として 20%、20%、30%、30%を基本とします。

3. 国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

<国別基本構成比>



ただし、市場の流動性やその他やむをえない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

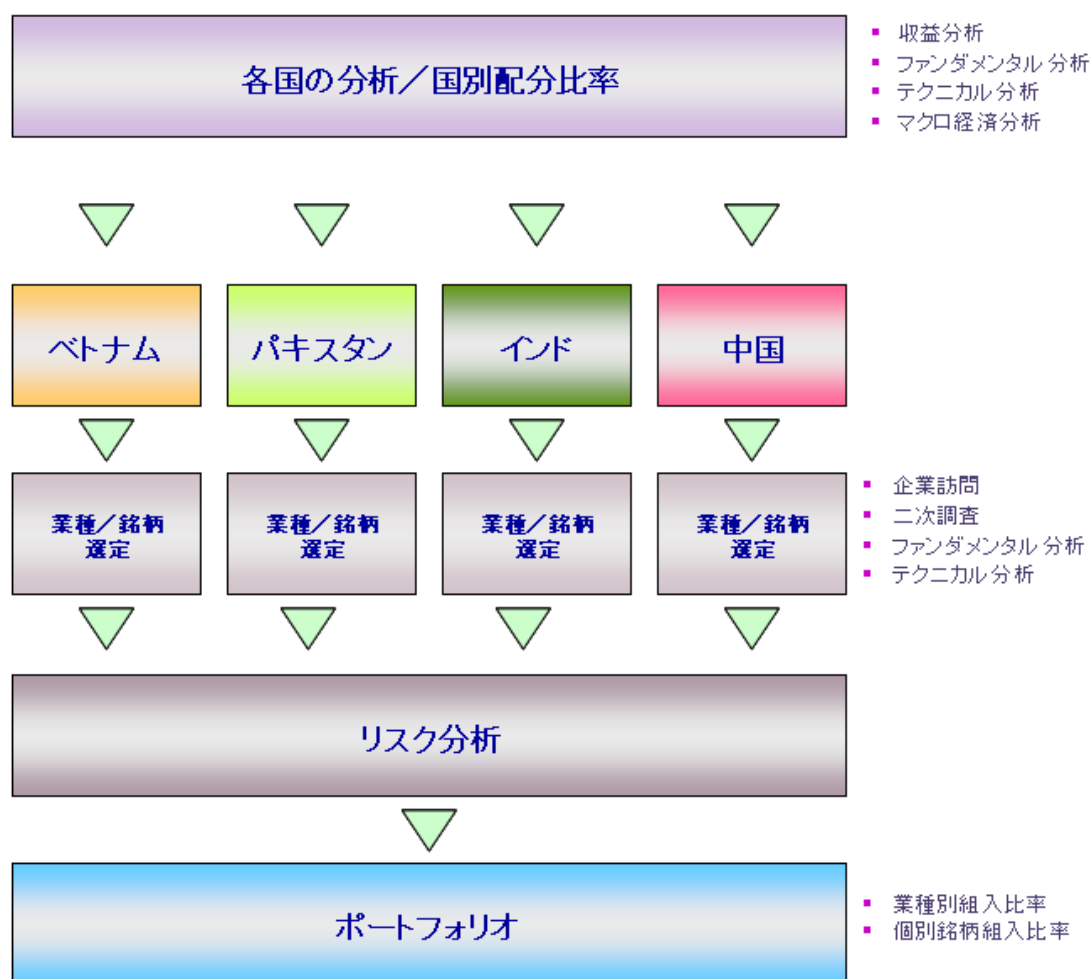
4. 業種や銘柄の選定は、企業訪問やファンダメンタルズ分析、テクニカル分析に基づき行います。

5. 「Fullerton VPIC Fund」の運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

＜フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要＞

シンガポールを拠点とする運用会社。シンガポール財務省が全額出資するテマセック (TEMASEK)・ホールディングスの 100%出資により 2003 年にシンガポール金融庁の認可を受けて設立。以下、「フラトン社」といいます。

＜Fullerton VPIC Fund のポートフォリオの構築プロセス＞



6. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<投資対象投資信託証券の概要>

「Fullerton VPIC Fund」はケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券です。「新生ショートターム・マザーファンド」は新生インベスト・マネジメントが設定・運用する契約型の証券投資信託/親投資信託です。

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券
主な投資対象	ベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式です。 (未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。) そのほか、預託証書(DR、Depositary Receipt)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資態度	①主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 ②株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。 ③株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむをえない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。 ④外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資割合に制限を設けません。 ②同一銘柄の株式(当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。)への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。 ③株式(株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。)の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
決算日	年1回、原則として毎年12月31日(初回は2007年12月31日)

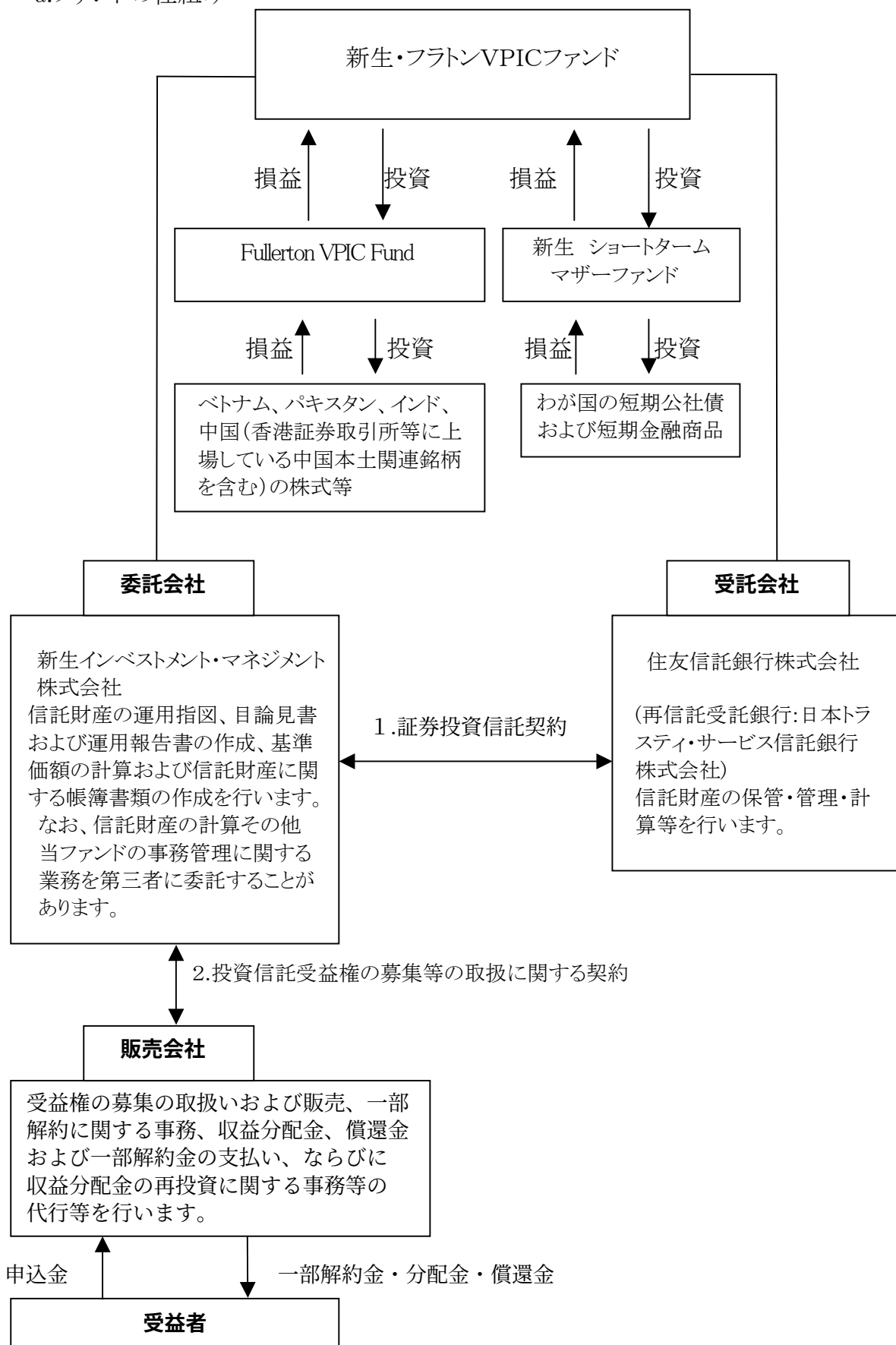
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
運用報酬	純資産総額に対し年率 0.90%
管理費用 等	①受託会社報酬額 年額約 7,200,000 円※ (※投資先ファンドの純資産総額 120 億円(1 米ドル=120 円、以下同じ。)相当額の場合の概算値です。) ②当初のファンド見積り設定費用(弁護士費用等) 合計約 2,400,000 円※ (※この費用については当初 5 年間で償却いたします。) 年額約 480,000 円 ③その他(i)管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等(ii)監査報酬、弁護士報酬等(iii)有価証券売買時の取引費用等(*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。) ④投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地:シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited

(注)運用報酬や管理費等については、4【手数料等及び税金】《参考》をご参照下さい。

ファンド名	新生ショートターム・マザーファンド
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年 1 回、原則として毎年5月 23 日(収益の分配は行いません。)
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
運用報酬	ありません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 契約等の概要

1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2. 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

c. 委託会社の概況

・資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,500万円です(平成19年7月末日現在)。

・沿革

委託会社は、株式会社新生銀行の全額出資により設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりです。

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

・大株主の状況

(平成19年7月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。
- ④ 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭を信託する信託の受益権

ホ. 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の第1号のケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の第3号に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

- ③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ④ 委託者は、以下の取引を行うことができます。

1. 外国為替取引

2. 資金の借入

(3)【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 - 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 - 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

② フラトン社

チーフ・インベストメント・オフィサー(以下、CIO)のもと、株式、債券、ストラテジー・通貨、ファンド・オブ・ヘッジファンズのチームがあり、下記のような会議があります。

アセットアロケーション・ミーティング…隔月開催。議長は CIO で、メンバーは全ての運用専門職。株式市場の見通しやカントリー・アロケーションなどが話し合われます。

投資委員会…隔週開催。CIO が議長。各アセットクラスのヘッドとストラテジーチームが参加。投資の基本戦略が決定されます。

株式ミーティング…毎週開催。株式チームのヘッドが議長。株式チームで一週間の売買とパフォーマンスが議論されます。

※上記体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◎ファンドの決算日

原則として毎年8月 26 日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※初回の決算日は平成 20 年8月 26 日となります。

◎分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑧ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑨ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます)の株式等を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

元本が保証されているものではありません。

一定の収益や投資利回り等 成果が約束されているものではありません。

以下に記載するリスクおよび留意点は当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

(a) カントリーリスク

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通して、主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます)の株式等に投資を行います。投資対象国であるエマージング諸国は、先進諸国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進諸国の株式への投資に比較して、証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、基準価額にも大きな影響を及ぼします。また、インド等の株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、証券取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

(b)組入株式の価格変動リスク・信用リスク

投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

(c)組入株式の流動性リスク

ベトナム、パキスタン、インド、中国などのエマージング諸国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、証券取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

(d)為替変動リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等を投資対象としていますが、原則として為替ヘッジを行いませんので、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動する為替変動リスクがあります。特に、当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。その上、当ファンドの投資対象の国々の株価が上昇しても、外国為替相場の変動により当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

(e)投資対象投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドが投資をする投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国において、税制の変更が行われた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

(f) 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行い解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

(g) 当ファンドが組入れる投資信託証券の基準価額

当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額は、当該ファンドの関係法人が当該国の組入有価証券等の価格評価基準などにに基づき算出されますが、当該株式等の価格の訂正により当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額も影響を受けることがあります。しかし、投資信託証券の基準価額が影響を受けた場合でも、当該国の法令等に基づき一定の基準内であれば訂正は行わない場合もあり、当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

(h) 取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込、解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込、解約申込の受付を取り消すことができます。

(i) 資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。その場合、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(j)法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(k)収益分配金に関する留意点

収益分配金は、決算毎に委託会社が経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額的水準によっては、分配を行わない場合があります。

(l)投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

(m)申込の受付の停止等について

信託財産限度額に達した場合等、あるいは、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

(n)申込の受付不可日について

販売会社の営業日であっても、申込みの受付日がシンガポールの銀行休業日およびその前営業日、ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日、パキスタンのカラチ証券取引所の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいは中国の香港証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得および解約申込みの受け付けは行いません。

(o)一部解約に関わる留意点

一部解約には解約時の基準価額に対して0.3%の信託財産留保額がかかります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。

(p)その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場が長期閉鎖することや急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に当ファンドの受益権の追加申込の受付および解約申込の受付ができないこともあります。また、このような場合、一時的に当初の当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(q)ファンドの分配金について

当ファンドは、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。

② コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

③ フラトン社のリスク管理

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

リスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリスク・コンプライアンス・チームによってなされ、チーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートされます。

※上記体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、下記の委託会社までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金手数料

換金手数料はありません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176%(税抜1.12%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
1.176%	0.735%	0.3885%	0.0525%
(1.12%)	(0.70%)	(0.37%)	(0.05%)

※括弧内は税抜です。

③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

④ 「新生 ショートターム・マザーファンド」の信託報酬等

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額(年額 1,050,000 円、税込み金額。)は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

《 参考 》

投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A Units」(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【運用報酬等】

運用報酬率 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.90%
------------	--------------------

(4) 【その他の手数料等】

①受託会社報酬額 年額約 7,200,000 円※

(※投資先ファンドの純資産総額 120 億円(1 米ドル=120 円、以下同じ。)相当額の場合の概算値です。)

②当初のファンド見積り設定費用(弁護士費用等) 合計約 2,400,000 円※
(※この費用については当初 5 年間で償却いたします。) 年額約 480,000 円

③その他

(i) 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等

(ii) 監査報酬、弁護士報酬等

(iii) 有価証券売買時の取引費用等

(*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)

④投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。

なお、当ファンドの信託報酬に投資先ファンドの運用報酬(年率 0.90%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率について、概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)

全体としての実質的な信託(運用)報酬率(税込・年率)の概算値
年 2.076%程度

※ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金(注1参照)ならびに「一部解約時」および「償還時」の個別元本(注2参照)超過額については下記の通り課税されます。

(注1) 普通分配金と特別分配金

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

(注2) 個別元本

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- イ) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ロ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》ご投資家にご負担いただく費用・税金

ご投資家にお申込時、収益分配時やご換金時にご負担をいただきます費用と税金は以下の通りです。

ご負担の時期	ご負担をいただきます費用と税金の項目	ご負担をいただきます費用の額(率)	ご負担をいただきます税金の額(率)
ご購入時	申込手数料	3.675%(税抜 3.5%) 上限※	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金に対して 10%※の源泉徴収 (申告不要制度適用)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%	—————
	所得税および地方税	—————	解約価額の個別元本 超過額に対して 10%※
償還時	所得税および地方税	—————	償還価額の個別元本 超過額に対して 10%※

※申込手数料は、基準価額に、3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個人の投資家の場合、平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行われます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。上記 10%の税率は平成 21 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

ファンドの運用は平成19年9月28日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

取得申込みの受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、「申込不可日」には取得の申込みができません。 (「申込不可日」については、「第一部 証券情報 (12)その他 ②取得申込不可日」をご覧ください。)

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。

販売の単位は、1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)とします。

継続申込期間においては、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

- (i)取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として※、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、下記までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

- (ii)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への

通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日(平成19年9月28日)に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金(解約)手続等

① 換金の請求

受益者は、委託者に販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社の営業日であっても、シンガポールの銀行休業日およびその前営業日、ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日、パキスタンのカラチ証券取引所の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日あるいは中国の香港証券取引所の休業日と同日の場合には、換金の請求を行えないものとします。

なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受付けとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

手取り額は、一部解約申込日の翌営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額^{※1}(基準価額の0.3%)、および(ii)所得税および地方税(解約価額^{※2}が個別元本^{※3}を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

※1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※3 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日 9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して、8営業日目以降、販売会社において支払います。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

上記の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日 9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

② 換金制限

ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(ii) ファンドの主な投資対象の評価基準

ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ)は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

予約為替は、原則とし国内における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日 9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

原則、無期限とします(平成19年9月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとし、第一期計算期間は、信託設定日より平成20年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

(6) その他

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により当ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より認可[※]の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

※金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

第2【財務ハイライト情報】

ファンドの運用は、当初募集終了後平成19年9月28日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

(2)保管

(3)信託期間

(4)計算期間

(5)その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

第5 設定及び解約の実績

新生・フラトンVPIC ファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託 新生・フラトンVPICファンド 約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主な投資対象は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A」(以下「Fullerton VPIC Fund」といいます。) 受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券。

(2) 投資態度

ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む)の株式等を投資対象とします。

#なお、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」は、有価証券届出書提出日現在、ケイマン当局に登録申請中です。

②投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

④実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④株式への直接投資は行いません。

⑤外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
新生・フラトンVPICファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者としてします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合は、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日

から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権

については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込日が別に定める海外休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行いません。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した

振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭を信託する信託の受益権

② この信託においては、前項イからニに掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号のケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の第3号に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定す

る短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)、第22条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第26条、第27条、および第28条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(予約為替の評価)

第21条 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等の有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第25条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券または親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分

配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年8月27日から翌年8月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年8月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用および監査費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管な

どに要する費用、信託財産に係る監査費用年額 1 百万円および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。))は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第 34 条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。))に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。))に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数

の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第39条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目以降に当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第39条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につ

き、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準

価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に

したがって、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

は、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更し

ようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を

生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 9 月 28 日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
委託者 新生インベストメント・マネジメント
株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
受託者 住友信託銀行株式会社

1. 別に定める海外休業日

約款 12 条第6項および第 39 条第 1 項の「別に定める海外休業日」は次のものをいいます。

- ・シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ・ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- ・パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- ・インドのムンバイ証券取引所の休業日
- ・中国の香港証券取引所の休業日

(参考) 金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください。(下線部は変更部分を示します。)

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【信託用語集】

EPS	Earnings Per Share の略。当期純利益を発行済株式数で割って求めます。
運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。計算期間が6ヵ月未満の場合には、6ヵ月ごとに運用報告書が作成されます。
A株	中国で、国内投資家専用として設立された市場で取引される株式をいいます。A株は上海証券取引所と深圳証券取引所で取引されています。制限付きで外国人投資家に開放されました。
S&P CNX NIFTY 指数	時価総額加重平均指数。インドのナショナル証券取引所における時価総額および流動性を基に選定した 50 銘柄で構成されます。時価総額 50 億ルピー以上の企業の株式が対象。 1995 年の時価総額を 1000 として算出されます。
H株	香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）のことです。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主（株主）が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよべれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
株価収益率	株価を EPS（1株当たり利益）で割ったもので、PER（ピー・イー・アール）と言われます。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。

【信託用語集】

基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
KSE100 指数	カラチ証券取引所の 34 業種それぞれから時価総額が最上位の企業を選定し、さらに業種にかかわらず時価総額上位 66 社を加えた計 100 銘柄で構成。普通株式 100 銘柄の時価総額を 1000 として算出されます。
クローズド期間	ファンドの解約が原則できない期間のことです。効率的で計画的な運用を行うため、ファンドの設定後一定期間設けられることがあります。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表す証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。

【信託用語集】

信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は投資信託会社（委託者）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
WTO（世界貿易機関）	World Trade Organization の頭文字を採ったもの。ガット（ GATT ）を発展的に解消して発足した、国家間の貿易についての世界的なルールを扱う国際機関です。
テクニカル分析	価格や売買高、売買代金など、過去のデータを基礎に分析することによって、将来の価格の推移を予想する分析方法です。
デリバティブ	株式や債券などの原資産の価格の変化に依存して価値が変化する金融商品のことです。金融派生商品と呼ばれることもあります。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。証券取引法では、投資信託会社に対し目論見書の作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	マクロ的な経済指標の予測・分析をもとに国別や資産別、業種別の資産配分を決め、それに基づいて行う運用手法のことです。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離幅を示す指標です。
VaR(バリュー・アット・リスク)	特定の投資期間に、あらかじめ設定された目標確率レベルで発生するであろう、ポートフォリオの金額ベースでの最大損失のことをいいます。
バリュエーション	企業価値（株価）の評価のこと。バリュエーションを測る尺度には多くの種類があります。

【信託用語集】

ハンセン指数	香港市場の代表的な株価指数です。香港証券取引所の時価総額の約7割を占める33銘柄を対象として時価総額加重平均で算出しています。 1964年7月31日 時点の構成銘柄の時価総額合計を 100 としています。
ハンセン中国本土企業浮動株 25 指数	ハンセン中国本土企業浮動株指数のサブインデックス。ハンセン中国本土企業浮動株指数の調整時価総額上位 25 銘柄で構成されます。
PER (ピー・イー・アール)	Price Earnings Ratio の略で株価収益率と言われます。株価を EPS (1株当たり利益) で割ったもので、株価が1株当たり利益の何倍まで買われているかを示しています。
B株	中国で、外国人投資家向けに設立された市場で取引される株式をいいます。中国国内投資家にも開放されました。
ファミリーファンド方式	投資家から集めた資金を親投資信託(マザーファンド)に投資し、マザーファンドが有価証券等に投資を行うことで実質的な運用を行う仕組みのことです。
ファンダメンタルズ分析	本質的な価値を分析することです。
ファンド・オブ・ファンズ	投資信託に投資するファンド(投資信託)のことです。
分配金再投資 (累積投資)	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。収益分配金を再投資するか(分配金再投資コース)、収益分配金を受け取ることとするか(分配金受取りコース)については、投資家が投資信託の取得申込時に選択します。ただし、分配金再投資専用に行っている投資信託や、分配金再投資の取扱いを行わないこととしている投資信託もあります。分配金再投資とする場合は、投資家と販売会社とで分配金再投資に関する取決めを行います。
ベトナム VN指数	ベトナム証券取引所上場全銘柄の時価総額加重平均指数。 2000年7月28日 の日の時価総額を 100 として算出されます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

【信託用語集】

マザーファンド	投資家から集めた資金で、別に設定したファンドに投資し、その別に設定したファンドが有価証券等に投資を行うことで実質的な運用を行う仕組みのことをファミリーファンド方式といいます。マザーファンドはこの別に設定した、実際の投資を行うファンドのことを指し、親投資信託ともいいます。
預託証書	Depository Receipt の頭文字をとったもので、 DR と略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証書のことです。
レッドチップ	資本的な背景は中国本土だが、登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）のことです。

投資信託説明書
[請求目論見書]
2007.9

新生・フラトンVPIC ファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(目論見書)により行う「新生・フラトン VPIC ファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年8月17日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年8月27日に関東財務局長に提出しており、平成19年9月2日にその効力が発生しております。

「新生・フラトン VPIC ファンド」は、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等を主な投資対象としています。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により下落し、損失を被ることがあります。

＃.ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

＃.元本が保証されているものではありません。

＃.一定の収益や投資利回り等 成果が約束されているものではありません。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

請求目論見書 目次

第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
(1) 【申込 (販売) 手続等】	
(2) 【換金 (解約) 手続等】	
第3 【管理及び運営】	4
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	7
第5 【設定及び解約の実績】	7

第1【ファンドの沿革】

平成19年9月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

取得申込みの受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込みの受け付けを行いません。（「申込不可日」については、「第一部 証券情報 (12) その他 ②取得申込不可日」をご覧ください。）

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際には、どちらかのコースをお申し出ください。

販売の単位は、1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)とします。

継続申込期間においては、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

- (i)取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675% (税抜3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、下記までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

- (ii)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増

加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日(平成19年9月28日)に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社の営業日であっても、シンガポールの銀行休業日およびその前営業日、ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日、パキスタンのカラチ証券取引所の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日の休業日あるいは中国の香港証券取引所の休業日のいずれかと同日の場合は換金の請求を行えないものとします。

なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受付けとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

手取り額は、一部解約申込日の翌営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額^{※1}(基準価額の0.3%)、および(ii)所得税および地方税(解約価額^{※2}が個別元本^{※3}を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

※1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※3 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約については、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合等があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して、8営業日目以降に、販売会社において支払います。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

上記の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00～17:00 (年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i)基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(ii)ファンドの主な投資対象の評価基準

ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ)は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

予約為替は、原則とし国内における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

委託会社の営業日9:00~17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00~12:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします(平成19年9月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとし、第一期計算期間は信託設定日より平成20年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により当ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることであった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、

もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より認可[※]の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

※金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(a) 収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(b) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(c) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (a) ファンドの運用は、受益権の当初募集期間終了後の平成19年9月28日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (b) ファンドの会計監査は、監査法人トーマツにより行われ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (c) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところによります。

第5【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

Color your life



新生銀行

新生パワーコール 0120-456-860 <24時間365日>

www.shinseibank.com